

1 いじめ問題等への相談支援体制の充実・強化

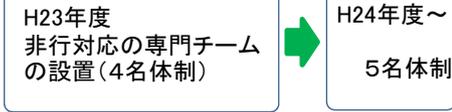
児童相談所では、少年非行の問題への相談業務においていじめ問題に関わるケースが多い実態がある。



非行対応の専門チームの設置等による相談支援体制の充実・強化

(1) 中央児童相談所の相談支援体制の充実・強化

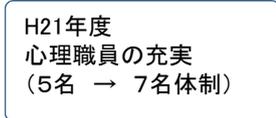
- 加害者や家庭への指導体制の強化



- 加害児への保護指導体制

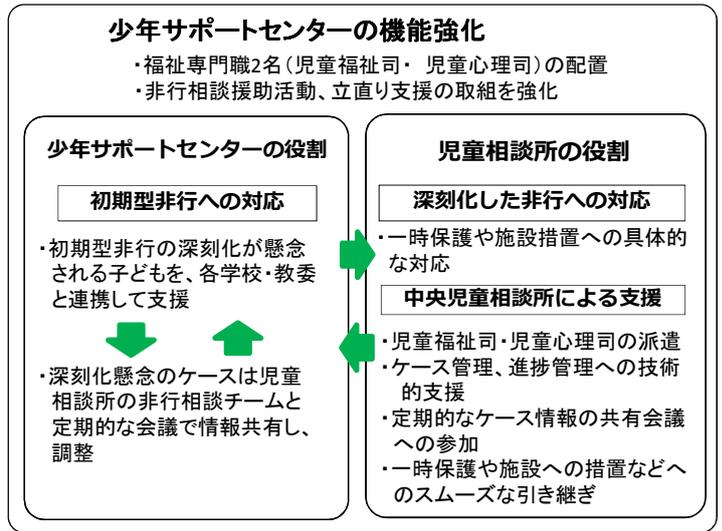


- 被害児への心理的ケア体制



(2) 関係機関との連携強化

- 少年サポートセンターと中央児童相談所との連携を強化することにより、早期からの少年非行の防止対策を強化 (H26年度~)



2 民生・児童委員等と学校・家庭などが連携した地域の見守り活動の推進

事業内容

- ◎ 民生・児童委員及び主任児童委員が学校や家庭と情報を共有し、関係機関との役割分担をしたうえで、子どもや家庭を見守る仕組みを県内に定着・普及させる。
具体的には、養育上の支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要な相談や支援が行える体制を小学校単位で作る。

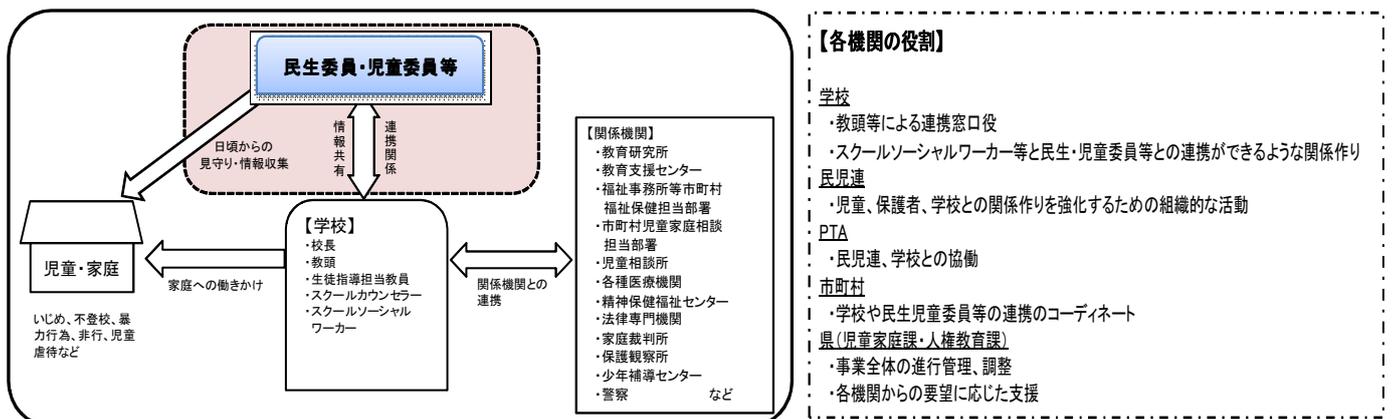
H26年度~の目標

- ◎ 県内の児童数100人以上の小学校91校のうち、55校(6割)以上で事業を実施
(参考) 県内全小学校(196校)のうちH25は、高知市内の11校で実施



非行防止対策の取組みによる各小学校単位での子どもを見守る仕組みが、結果としていじめ問題に関わることとなる。

○ 学校と連携した活動の姿



【各機関の役割】

- 学校**
 - ・教頭等による連携窓口役
 - ・スクールソーシャルワーカー等と民生・児童委員等との連携ができるような関係作り
- 民児連**
 - ・児童、保護者、学校との関係作りを強化するための組織的な活動
- PIA**
 - ・民児連、学校との協働
- 市町村**
 - ・学校や民生児童委員等の連携のコーディネート
- 県(児童家庭課・人権教育課)**
 - ・事業全体の進行管理、調整
 - ・各機関からの要望に応じた支援